

資料 4

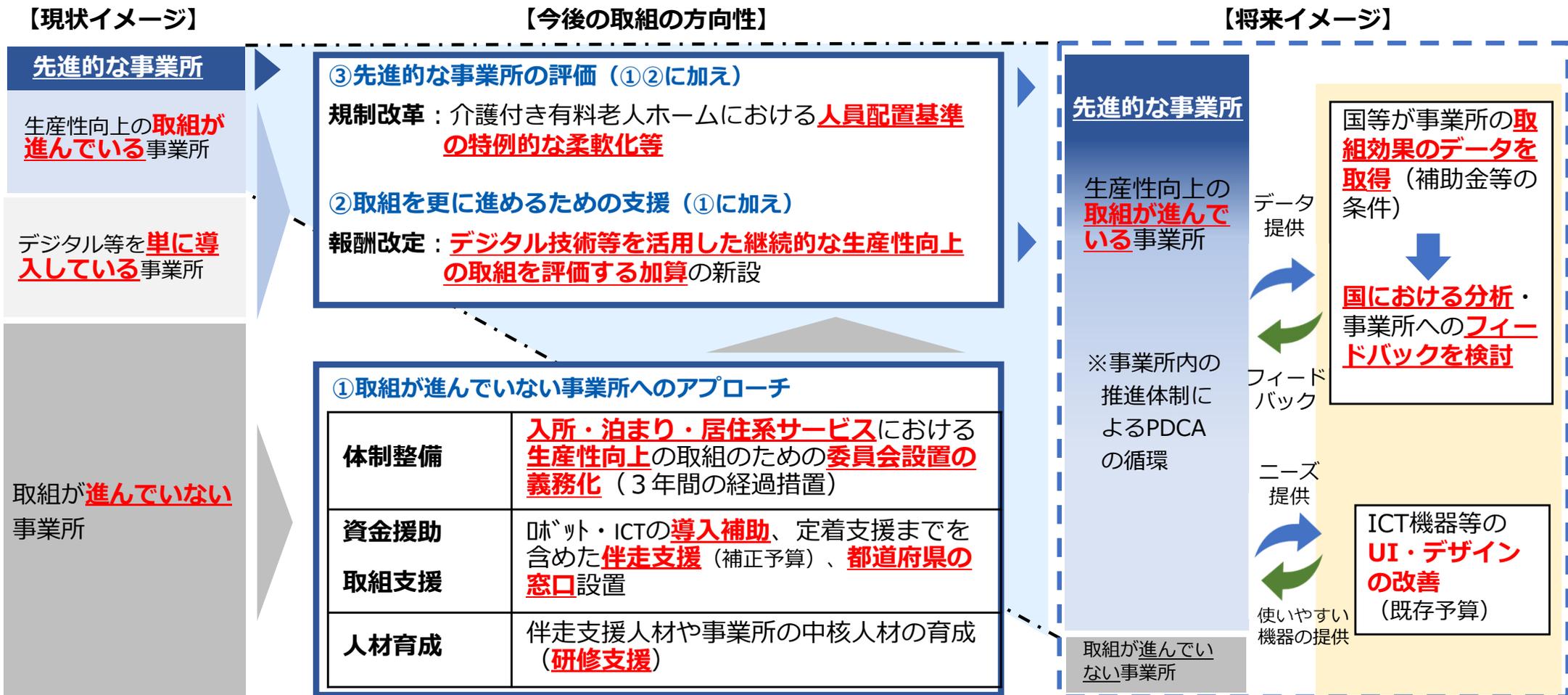
厚生労働大臣提出資料

介護分野等におけるデジタル行財政改革の方向性

第3回デジタル行財政改革会議

介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。



介護分野におけるKPI

- 介護分野におけるデジタル行財政改革を推進するため、基盤・環境の整備（インプット）や基盤・環境の活用（アウトプット）の各段階で適切なKPIを設定し、効果の創出（アウトカム）を目指す。

	2023年				2026年	2029年	2040年	定義等	
	2023年 (R5暫定値)	増加	増加	—					
基盤・環境の整備 Environment	生産性向上方策等周知件数	2,570件 (R5暫定値)	増加	増加	—			(単年度) セミナー、フォーラム、都道府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加	
	デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	5,000名	10,000名	—			(累計) デジタル（中核）人材育成プログラム受講人数（国が実施するもので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）	
	都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47			(累計) 各都道府県における設置数	
	委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年夏までに調査を実施し、目標を設定】					(累計) 入所・泊まり・居住系サービスは3年後義務化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）	
	ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）	事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%		(累計) 管内事業者が利用している市区町村の割合	
		複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%		(累計) 管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合	
	ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上			処遇改善加算の職場環境要件の算定状況を集計	
	介護現場のニーズを反映したICT・介護ロボット等の開発支援件数	52件 (R5暫定値)	60件以上	60件以上	—			(単年度) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業における開発企業とニーズのマッチング支援件数を集計	
	基盤・環境の活用 Use Case	生産性向上の成果※							デジタルを活用した報告（年1回）を原則とし、都道府県及び厚生労働省が確認できること
		①全介護事業者	1ヶ月の平均残業時間の減少	6.4h	減少又は維持	減少又は維持	減少又は維持		3年間の平均値が前回数値より減少又は維持（令和4年全産業平均13.8h）
有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）			7.4日	8.4日	10.9日	全産業平均以上		3年間の平均値が目標値又は前回の数値より増加又は維持（令和4年（又は令和3会計年度）平均取得日数10.9日）	
②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（2024年度より実施）		1ヶ月平均残業時間が①の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告	
		有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が①の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告	
③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（2024年度より実施）		総業務時間の減少割合	—	25%	25%	25%		タイムスタディの実施（令和4年度実証事業並の変化率）	
		1ヶ月平均残業時間が②の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告	
		有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が②の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告	
効果をはかる Outcome		年間の離職率の変化※							
		①全介護事業者	15.7% (R4調査)	15.3%	15.0%	全産業平均以下		3年間の平均値が目標値又は前回の数値より減少又は維持（令和4年産業計15.0%）	
	②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（①の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告		
	③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（②の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上		事業者からの報告		
	人員配置の柔軟化（老健、特養、特定（注2））※	—	1.3%	8.1%	33.2%		令和5年度の介護事業経営実態調査を起点とし、人員配置の変化率を確認		

注1) ※をつけたものはサービス類型毎にデータを集計・分析し公表する予定としており、サービスが限定されていないものは原則全サービスとする
 注2) 職員一人あたりに対する利用者の人数は、老人保健施設で2.2対1、介護老人福祉施設で2.0対1、特定施設入居者生活介護指定施設（介護付きホーム）で2.6対1となっている（令和5年度介護事業経営実態調査結果より算出）
 注3) 参考指標として介護職員全体の給与（賞与込みの給与）の状況を対象年毎に確認
 注4) 本KPIは、必要に応じて随時に見直しを行うものとする

オンライン診療におけるデジタル行財政改革の方向性

- ・本年6月の規制改革実施計画を受け、基本的には、通所介護事業所等でオンライン診療を受診できることを明確化する方向で対応。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。

【令和5年末までに措置】

厚生労働省の対応方針

- 居宅と同様、療養生活を営む場所として、長時間にわたり滞在する通所介護事業所等もオンライン診療できる場であることを明確化する。
- その際、医療の提供は、居宅同様、医師と患者の対一関係の中で提供されるものであるため、利用者が誤解を受けないよう、通所介護事業所等が、診療所に課せられる医療法の各種規制（清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等）の対象とならないことを明確化した上で、利用者等に対する周知やサポートも可能とする。
- また、事後的な検証の観点から、実施状況の報告を求める。

※なお、通所介護事業所等で医療補助行為や医療機器を使用するような場合などは、診療所の開設が必要。
このような場合は、へき地等に限定されている医師（管理者）の常駐要件を緩和。

訪日外国人における民間医療保険加入について

第1回デジタル行財政改革会議における自見大臣からのご指摘内容

- 地方にインバウンドを呼び込むことは、地方創生にとっても非常に重要である。その際、限られた医療人材の有効活用のためにも、民間医療保険加入の在り方を検討することも重要である。
- 訪日外国人の民間医療保険加入の在り方については、関係閣僚の皆様の下、積極的に在り方を整理されることを期待する。

在り方・取組内容

訪日外国人による未収金防止等のため、民間医療保険加入を強化する。本課題に即応する観点から、各段階における取組を実施。

【入国時における取組】

- 入国前に外国人入国記録や税関申告に必要な情報を登録することができる「Visit Japan Web」における民間医療保険加入の強化
 - ・ デジタル庁の協力により、今年11月にVisit Japan Webを改修し、民間医療保険加入案内画面を最上位階層に位置づけ、また、民間医療保険への加入を「強く推奨」とした。

(参考)

観光庁では、訪日外国人旅行者が受診・治療費の支払い等の不安を感じることなく滞在できるよう、民間医療保険加入を促進しており、保険加入の必要性等につき、国内の空港等においてポスターやデジタルサイネージにより周知する取組を行っているところ。こうした取組とも連携。

【宿泊時における取組】

- 宿泊業界を通じた民間医療保険加入の強化
 - ・ 観光庁と連携し、年内に宿泊業界に対して訪日外国人旅行者への民間医療保険加入に関する協力依頼を発出（予定）。

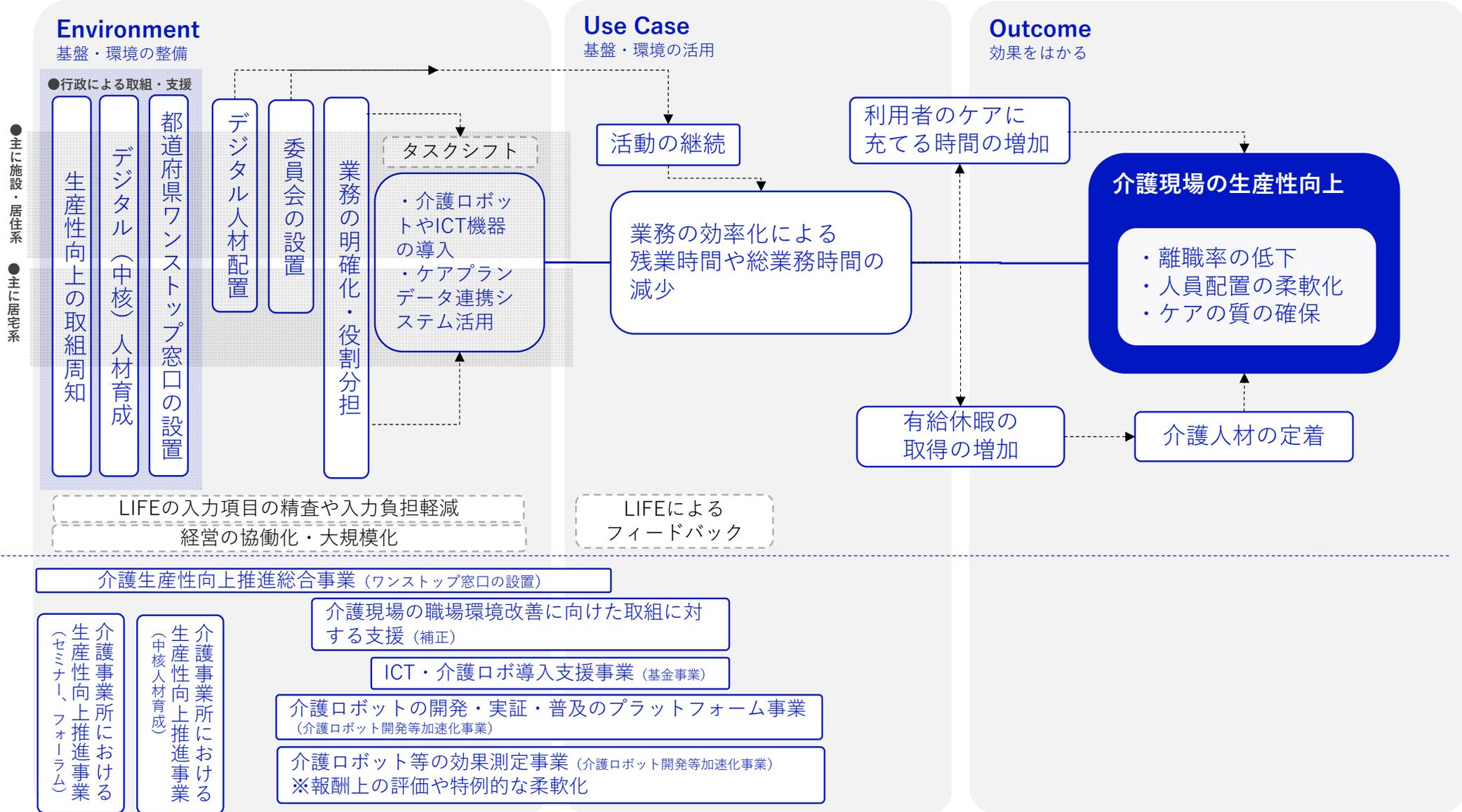
参考資料



介護分野におけるロジックモデル

[] …本モデルの対象範囲ではないが、関連する事項

介護現場における生産性向上の取組



介護現場の生産性向上の推進（令和6年度介護報酬改定における検討の方向性）

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護ロボット・ICT等のデジタル技術の活用等により、職員の業務負担の軽減及びケアの質の確保に資する介護現場の生産性向上の取組を強力に推進していくことが重要である。
- 令和6年度介護報酬改定では、①「生産性向上の取組を推進するための委員会の設置義務化」や、②「介護ロボット等のテクノロジーの継続的な活用を評価する加算」の新設、③「介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準の特例的な柔軟化」等を検討。なお、②③の場合は、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを検討。

① 生産性向上の取組を推進するための委員会の設置義務化

・ 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、入所・泊まり・居住系サービスにおいて、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（経過措置期間を3年間設けることとする。）

② 「介護ロボット等のテクノロジーの継続的な活用を評価する加算」の新設 等

- ・ 機器の導入による効果が現れるまでの一定の期間、テクノロジーの活用を継続的に支援するため、委員会（①）の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーのいずれか1つ以上を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行っている入所・泊まり・居住系サービスを新たに評価する。
- ・ さらに、上記の取組の成果が確認できたことに加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとともに、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組を行うなど、生産性向上の取組をパッケージで行っている先進的な施設・事業所を評価する。
- ・ この他、処遇改善加算における職場環境等要件において、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、人材確保に向け、より効果的な要件とする観点で見直しを行う。

③ 介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準の特例的な柔軟化 等

- ・ テクノロジーの活用等により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を推進する観点から、委員会（①）において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、当該特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする。
- ・ この他、見守り機器を全床導入等、必要な要件を満たした介護老人保健施設における夜勤職員の人員配置基準の緩和（0.8人要件）や、見守り機器を10%導入等、必要な要件を満たした認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し（0.9人要件）を行う。